

国民健康保険パンフレット訂正のお知らせ

日頃より国民健康保険事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
このたび作成いたしましたパンフレットの記載内容に一部誤りがございました。ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

【6ページ】70～74歳の方の負担割合(2割又は3割)と自己負担の区分について

(誤)	(正)
(公的年金は控除額が80万6,700円)	(公的年金は控除額が82万6,500円)
	*令和8年7月までは80万6,700円

【15ページ】4行目

(誤)	(正)
*3 年金の所得は控除額80万6,700円で計算します。	*3 年金の所得は控除額82万6,500円(令和8年7月までは80万6,700円)で計算します。

【16ページ】入院した時の食事代

(誤)	(正)
*2 認定証の適用区分が「オ」または「低所得Ⅱ」の方は、過去1年間の「オ」または「低Ⅱ」に該当した期間の入院日数の合計が91日以上の場合、長期入院の申請をすることにより、申請日の翌月1日から1食190円に減額になります。	*2 認定証の適用区分が「オ」または「低所得Ⅱ」の方は、過去1年間の「オ」または「低Ⅱ」に該当した期間の入院日数の合計が91日以上の場合、長期入院の申請をすることにより、申請日の翌月1日から1食220円に減額になります。

【26ページ】☆計算してみましょう

(誤)	(正)
年 齢…世帯主(60歳)・妻(60歳)	年 齢…世帯主(60歳)・妻(60歳)
総所得金額 … 2,020,000円(世帯主の給与所得のみ)	総所得金額 … 2,020,000円(世帯主の給与所得のみ)
(世帯主の給与収入は3,000,000円)	(世帯主の給与収入は3,000,000円)
の場合、年税額は 332,000円です。	の場合、年税額は 331,400円です。

介護納付金分 = 59,800円
所得割：1,590,000円 × 2.5% = 39,750円
均等割：6,400円 × 2人 = 12,800円
平等割：6,700円

介護納付金分 = 59,200円
所得割：1,590,000円 × 2.5% = 39,750円
均等割：6,400円 × 2人 = 12,800円
平等割：6,700円

【33ページ】1行目

(誤)納付所裏面に	(正)納付書裏面に
-----------	-----------

【33ページ】滞納が続くと

(誤)・医療費が全額自己負担となる「資格証明書(特別療養)」の交付	(正)・医療費が全額自己負担となる「資格確認書(特別療養)」の交付
-----------------------------------	-----------------------------------